

(平成26年1月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

四国（高知）厚生年金 事案 1146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年10月1日まで

A社を昭和44年2月末に退職し、失業保険も受給せずにB社に勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、B社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚が同社で厚生年金保険の被保険者となっていること、及び申立期間前に勤務していたA社の同僚が、「申立人がA社を退職した後、B社に移ったことは知っている。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和44年6月23日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、同年3月から同年6月22日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社は、既に事業を廃止しており、申立期間当時の事業主は、死亡しているため供述を得ることができない上、申立期間以降に事業主となった者は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人がB社で一緒に勤務していたとする同僚及び申立期間当時、同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる供述を得ることができない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。